

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年11月30日

【発行者名】 PIMCOファンズ：グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシー
(PIMCO Funds: Global Investors Series plc)

【代表者の役職氏名】 取締役、V・マンガラ・アナンタナラヤナン
(V. Mangala Ananthanarayanan, Director)

【本店の所在の場所】 アイルランド、D02 HD32、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー 78
(78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, D02 HD32, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 PIMCOファンズ：グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシー
- PIMCOアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(PIMCO Funds: Global Investors Series plc
- PIMCO Asia High Yield Bond Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】 記名式無額面投資証券
PIMCOファンズ：グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシー
- PIMCOアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
Eクラス・米ドル・インカム投資証券
Eクラス・米ドル・アキュムレーション投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
Eクラス・米ドル・インカム投資証券
10億2,500万米ドル（約1,061億円）を上限とする。
Eクラス・米ドル・アキュムレーション投資証券
10億6,000万米ドル（約1,097億円）を上限とする。
(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2020年11月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている（Eクラス・米ドル・インカム投資証券については10.25米ドルに1億口を、Eクラス・米ドル・アキュムレーション投資証券については10.60米ドルに1億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。）。
(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2020年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=103.50円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年2月26日付をもって提出した有価証券届出書（2021年4月30日、2021年6月30日、2021年8月10日および2021年9月30日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、2021年10月26日付で、資産の評価に関する事項等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

（注）下線部は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

7 管理及び運営の概要

<訂正前>

（1）資産管理等の概要

（前略）

資産の評価

（中略）

（ハ）スイング・プライシング

定款には、特定の種類のファンドにつきスイング・プライシングが適切であると取締役が判断した場合はスイング・プライシングを柔軟に実施できる旨が規定されている。ファンドがスイング・プライシングを用いた場合、その詳細は関連する英文目論見書補遺に記載される。一切の既存ファンドへのスイング・プライシングの導入は、投資主に対する事前の通知を要する。

スイング・プライシングは、適切な状況において、多額の純資金流入または純資金流出に伴う取引関連コストの増加に起因して発生する希薄化の影響から投資主を保護するための効果的なメカニズムとして用いられる。規制ある市場に上場しており、または規制ある市場で取引されているファンドの投資先証券は、定款に基づき、通常、取引終了時の仲値または終値で評価され、値付けされるものの、かかる投資先証券は、買呼値および売呼値を用いて取引される。買呼値と売呼値のспレッドが拡大すればするほど、ファンドの評価への影響は大きくなる。

スイング・プライシングは、特定のファンドの純キャッシュフローの動向に基づき投資証券1口当たり純資産価格をスイング・ファクターにより増減させることにより行われる。この調整された純資産価格は、その後、関連する取引日に受領された申込みまたは買戻しに適用される。多額の純資金流入の場合、投資証券1口当たり純資産価格は増加され、多額の純資金流出の場合、投資証券1口当たり純資産価格は減じられる。スイング・プライシングは、純キャッシュフローが取締役により予め定められた限度額（取締役は、当該限度額を超えた場合は取引関連コストに起因する希薄化の額がファンドにとり重大となると考えている。）を超えた場合に本投資法人により行われる。

取引関連コストはファンドレベルで発生するため、スイング・プライシングは、投資証券クラスレベルではなくファンドレベルで行われる。

（後略）

<訂正後>

(1) 資産管理等の概要

(前略)

資産の評価

(中略)

(ハ) スイング・プライシング

規制ある市場に上場しており、または規制ある市場で取引されているファンドの投資先証券は、通常、取引終了時の仲値または終値で評価され、値付けされるものの、かかる投資先証券は、買呼値および売呼値を用いて取引される。買呼値と売呼値の спреッドが拡大すればするほど、ファンドの評価への影響は大きくなる（すなわち、ファンドの投資証券の価値は、買値と売値の спреッドおよびファンドの投資対象の取引で生じた手数料の結果、減少することがある。）。適切な状況において、また、「希薄化」と呼ばれるこの影響および既存のまたは残存する投資主に対する潜在的な悪影響を防ぐため、取締役会は、スイング・プライシングを行うことができる。

定款に基づき、スイング・プライシングは、特定のファンドの純キャッシュフローの動向に基づき投資証券1口当たり純資産価格をスイング・ファクターにより増減させることにより行われる。この調整された純資産価格は、その後、関連する取引日に受領された申込みまたは買戻しに適用される。多額の純資金流入の場合、投資証券1口当たり純資産価格は増加され、多額の純資金流出の場合、投資証券1口当たり純資産価格は減じられる。スイング・プライシングは、純キャッシュフローが取締役により予め定められた限度額（取締役は、当該限度額を超えた場合は取引関連コストに起因する希薄化の額がファンドにとり重大となると考えている。）を超えた場合に本投資法人により行われる。

取引関連コストはファンドレベルで発生するため、スイング・プライシングは、投資証券クラスレベルではなくファンドレベルで行われる。スイング・プライシングは、関連するファンドの英文目論見書補遺に別途記載される場合を除き、すべてのファンドに適用可能であるものとする。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

<訂正前>

(1) 資産の評価

(前略)

スイング・プライシング

定款には、特定の種類のファンドにつきスイング・プライシングが適切であると取締役が判断した場合はスイング・プライシングを柔軟に実施できる旨が規定されている。ファンドがスイング・プライシングを用いた場合、その詳細は関連する英文目論見書補遺に記載される。一切の既存ファンドへのスイング・プライシングの導入は、投資主に対する事前の通知を要する。

スイング・プライシングは、適切な状況において、多額の純資金流入または純資金流出に伴う取引関連コストの増加に起因して発生する希薄化の影響から投資主を保護するための効果的なメカニズムとして用いられる。規制ある市場に上場しており、または規制ある市場で取引されているファンドの投資先証券は、定款に基づき、通常、取引終了時の仲値または終値で評価され、値付けされるものの、かかる投資先証券は、買呼値および売呼値を用いて取引される。買呼値と売呼値の спреッドが拡大すればするほど、ファンドの評価への影響は大きくなる。

スイング・プライシングは、特定のファンドの純キャッシュフローの動向に基づき投資証券1口当たり純資産価格をスイング・ファクターにより増減させることにより行われる。この調整された純資産価格は、その後、関連する取引日に受領された申込みまたは買戻しに適用される。多額の純資金流入の場合、投資証券1口当たり純資産価格は増加され、多額の純資金流出の場合、投資証券1口当たり純資産価格は減じられる。スイング・プライシングは、純キャッシュフローが取締役により予め定められた限度額（取締役は、当該限度額を超えた場合は取引関連コストに起因する希薄化の額がファンドにとり重大となると考えている。）を超えた場合に本投資法人により行われる。

取引関連コストはファンドレベルで発生するため、スイング・プライシングは、投資証券クラスレベルではなくファンドレベルで行われる。

（後略）

<訂正後>

（1）資産の評価

（前略）

スイング・プライシング

規制ある市場に上場しており、または規制ある市場で取引されているファンドの投資先証券は、通常、取引終了時の仲値または終値で評価され、値付けされるものの、かかる投資先証券は、買呼値および売呼値を用いて取引される。買呼値と売呼値のспレッドが拡大すればするほど、ファンドの評価への影響は大きくなる（すなわち、ファンドの投資証券の価値は、買値と売値のспレッドおよびファンドの投資対象の取引で生じた手数料の結果、減少することがある。）。適切な状況において、また、「希薄化」と呼ばれるこの影響および既存のまたは残存する投資主に対する潜在的な悪影響を防ぐため、取締役会は、スイング・プライシングを行うことができる。

定款に基づき、スイング・プライシングは、特定のファンドの純キャッシュフローの動向に基づき投資証券1口当たり純資産価格をスイング・ファクターにより増減させることにより行われる。この調整された純資産価格は、その後、関連する取引日に受領された申込みまたは買戻しに適用される。多額の純資金流入の場合、投資証券1口当たり純資産価格は増加され、多額の純資金流出の場合、投資証券1口当たり純資産価格は減じられる。スイング・プライシングは、純キャッシュフローが取締役により予め定められた限度額（取締役は、当該限度額を超えた場合は取引関連コストに起因する希薄化の額がファンドにとり重大となると考えている。）を超えた場合に本投資法人により行われる。

取引関連コストはファンドレベルで発生するため、スイング・プライシングは、投資証券クラスレベルではなくファンドレベルで行われる。スイング・プライシングは、関連するファンドの英文目論見書補遺に別途記載される場合を除き、すべてのファンドに適用可能であるものとする。

（後略）

別紙 1

< 訂正前 >

(前略)

「スイング・ファクター」

関連するファンドの資産の効果的な取得または処分に際して支払われる取引関連費用（財務上およびその他の費用および料金等）を考慮に入れるため、取締役により決定される、投資証券1口当たり純資産価格を上方調整または下方調整する金額をいう。ただし、ファンドの投資証券1口当たり純資産価格に基づくファンドの費用計算の目的において、管理事務代行会社は、スイングされない投資証券1口当たり純資産価格を使用し続ける。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

「スイング・ファクター」

関連するファンドの資産の効果的な取得または処分に際して支払われる取引関連費用（財務上およびその他の費用および料金等）を考慮に入れるため、取締役により決定される、投資証券1口当たり純資産価格を上方調整または下方調整する金額をいう。ただし、ファンドの投資証券1口当たり純資産価格に基づくファンドの費用計算の目的において、管理事務代行会社は、スイングされない投資証券1口当たり純資産価格を使用し続ける。通常の市況下において、スイング・ファクターは、ファンドの元の投資証券1口当たり純資産価格の2%を超えない。ただし、例外的な市況下においては、投資主の利益を保護するため、この最大レベルを5%にまで引き上げることができる。

(後略)